

青梅市社会教育委員の設置に関する条例 (昭和34年10月3日条例第23号)

最終改正:平成26年3月26日条例第7号

改正内容:平成26年3月26日条例第7号

○青梅市社会教育委員の設置に関する条例

昭和34年10月3日条例第23号

改正

平成26年3月26日条例第7号

青梅市社会教育委員の設置に関する条例

(設置)

第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号)第15条の規定により、本市に社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

(委嘱の基準)

第2条 委員は、学校教育および社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者ならびに学識経験のある者の中から、青梅市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。

(定数)

第3条 委員の定数は、10人以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に教育委員会が定める。

付則

この条例は、公布の日から施行する。

付則(平成26年3月26日条例第7号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の青梅市社会教育委員の設置に関する条例の規定により委嘱されている社会教育委員については、この条例の施行の日この条例による改正後の青梅市社会教育委員の設置に関する条例(以下「新条例」という。)の規定により委嘱された社会教育委員とみなす。この場合において、その者の任期は、新条例第4条本文の規定にかかわらず、従前の社会教育委員としての任期の残任期間とする。